

第362回広島県建築審査会

- 1 日 時 令和4年9月7日(水) 13時30分から14時18分まで
- 2 場 所 広島県庁北館3階第5委員会室(広島市中区基町10-52)
- 3 出席委員 真田委員, 杉山委員, 津山委員, 西尾委員, 細田委員
- 4 議 題

(1) 審 議 (1件)

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について			
第1号議案	道路内に建つバス停留所の上屋の新築	大竹市	同 意

(2) 報告事項 (1件)

- ・ 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について, 予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告(包括同意許可案件6件)

- 5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ

TEL (082) - 513-4183 (ダイヤルイン)

6 会議の内容(概略)

事務局 (委員及び事務局紹介)

事務局 (審査会の進行について説明)

議 長 それでは, これより審議に入ります。

ただ今の出席委員は5名ですので, 広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により, この建築審査会は成立します。

それでは第1号議案について, 事務局から説明をお願いします。

事務局 (第1号議案について説明。)

議 長 ただいまの説明につきまして, 御意見, 御質問はございませんか。

委 員 反対側の車線にはバス停を設けないのですか。

事務局 現況も反対側の車線にはバス停留所がなく、計画もないと聞いています。

議 長 他にはありませんか。
それでは、これは同意するというこことよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 ありがとうございます。原案のとおり同意させていただきます。

議 長 次に、報告案件に移りたいと思います。
報告第1号としまして、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可で、同意の取扱い基準に適合するため許可したもの6件について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

委 員 申請地のすぐ左側にグレーで示された町道の様なものに接しているのに、なぜ別の道からのアクセスを考えるのでしょうか。

事務局 確かにグレーの部分は町道ですが、その間に道ではない土地を挟んでおりまして、なおかつ高低差があります。この案件については、実際には左側の道からのアクセスは不可能です。

議 長 ほかにございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、質疑等もないようですので、これで報告案件の説明を終了し、本日の建築審査会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

7 会議資料

- 建築基準法
- 第1号議案
- 報告第1号